

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、  
市税、保険料、水道料金等の支払いにお困りの個人および事業者の方は、  
一時的に **支払猶予等** を受けていただくことができます。

※対象となる方：新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があった方

市税・各種料金	対象となる支払	猶予期間	問い合わせ先
市県民税・固定資産税・法人市民税・軽自動車税	納付相談いただいた支払分	猶予開始日から最長1年間	納税課 ☎30-6109 FAX22-1398
国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料	納付相談いただいた支払分	猶予開始日から最長1年間	保険料課 ☎30-6137 FAX22-1398
水道料金・下水道使用料	令和2年4月・5月検針分 (同年5月・6月請求分)	納期限を2か月間延長 ※猶予期間後も、個別に納付相談に応じます。	上下水道業務課 ☎22-2722 FAX22-5433
農業集落排水処理施設使用料	令和2年4月・5月使用分 (同年6月請求分)	納期限を2か月間延長 ※猶予期間後も、個別に納付相談に応じます。	農林水産課 ☎30-6118 FAX24-9676
し尿処理手数料	令和2年5月以降の請求分	納付相談のうえ決定します。	生活環境課 ☎30-6116 FAX27-0395
市立病院の診療費用	令和2年5月以降の請求分	納付相談のうえ決定します。	市立病院医事課 ☎22-6050(代)
市営住宅家賃	納付相談のうえ決定します。		建築住宅課 ☎30-6123 FAX24-8517
放課後児童クラブ負担金	納付相談のうえ決定します。		生涯学習課 ☎24-7974 FAX23-9190

※上記料金等のうち、**減免**を受けられる場合もありますので、詳しくは各課にお問い合わせください。

※特定教育・保育施設等保育料については、登園日数に応じた日割り計算をしていますので、詳しくは幼児課(☎23-9597 FAX26-1768)にお問い合わせください(納付相談にも対応します)。

## 「市民生活・経済再生支援室」 を新設しました！

### 【主な業務】

- ▶ 特別定額給付金の支給
- ▶ 市民生活の支援
- ▶ 市内企業等の経営支援 など

### ☎ 生活支援緊急相談窓口

(月～金) 8:30～17:15

フリーダイヤル ☎ 0120-663-792

※ 5月13日(水)からつながります。



## 新型コロナウイルス感染症に関する相談先

次の症状がある場合は、すぐに直接医療機関へ行かず、まずは、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)。※高齢者や基礎疾患のある人は、2日程度続く場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

### ● 帰国者・接触者相談センター

【毎日】(24時間)

☎ 077-528-3621 FAX 077-528-4865

☑ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp

### ● 新型コロナウイルスに関する一般相談

【毎日】(8:30～17:15)

☎ 077-528-3637 FAX 077-528-4865

☑ corona-soudan@pref.shiga.lg.jp